

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」改訂案の新旧対照表

番号	現行項目	現行	改訂案
1. 金融商品の時価等の開示に関する注記			
2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記			
1	第 79 注記	<p>第 <u>79</u> 注記</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>51</u>) (注 <u>52</u>) (注 <u>53</u>) (注 <u>54</u>)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 <u>80</u> 注記</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>54</u>) (注 <u>55</u>) (注 <u>56</u>) (注 <u>57</u>) (注 <u>58</u>) (注 <u>59</u>)</p> <p><u><注 58>金融商品の時価等に関する注記</u> 保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</p> <p><u><注 59>賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> 賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</p>
3. 資産除去債務の会計処理			
2	第 15 流動負債	<p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注 9)</p> <p><u>(14)</u> その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注 9)</p> <p><u>(14)</u> 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</p> <p><u>(15)</u> その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
3	第 16 固定負債	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9) <u>(9) その他の負債で流動負債に属しないもの</u>	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9) <u>(9) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> <u>(10) その他の負債で流動負債に属しないもの</u>
4	第 20 費用の定義	<注 14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)～(3) (省略)	<注 14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)～(3) (省略) <u>(4) 「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u>
5	第 24 行政サービス実施コスト	次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)～(6) (省略)	次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u>
6	(第 38 の次に記載) 資産除去債務に係る会計処理	<u>(新設)</u>	<u>第 39 資産除去債務に係る会計処理</u> <u>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるよ</u>

番号	現行項目	現行	改訂案
			<p><u>うになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38)</u></p> <p><u>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</u></p> <p><u>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</u></p> <p><u>4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</u></p> <p><u><注36> 資産除去債務について</u></p> <p><u>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
			<p data-bbox="1339 245 2051 328"><u>産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</u></p> <p data-bbox="1303 341 2051 571">2 <u>有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</u></p> <p data-bbox="1276 632 1957 667"><注 37> <u>除去費用等の損益計算書上の表示について</u></p> <p data-bbox="1303 679 2051 858">1 <u>資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p data-bbox="1303 871 2051 1101">2 <u>資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p data-bbox="1276 1161 1841 1197"><注 38> <u>資産除去債務に係る注記について</u></p> <p data-bbox="1303 1209 2051 1292">資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</p> <p data-bbox="1339 1305 1966 1340">(1) <u>資産除去債務の内容についての簡潔な説明</u></p> <p data-bbox="1339 1353 2051 1388">(2) <u>支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
			<p><u>提条件</u></p> <p><u>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</u></p> <p><u>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</u></p> <p><u>(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由</u></p>
7	第 56 負債の表示項目	<p>第 56 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) その他</p>	<p>第 57 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) <u>資産除去債務</u></p> <p><u>(16) その他</u></p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>資産除去債務</u></p> <p><u>(9) その他</u></p>
8	第 57 純資産の表示項目	<p>第 57 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p>	<p>第 58 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注 40)</p>	<p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。(注 43)</p>
9	第 58 貸借対照表の様式	<p>第 58 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何) 引当金</p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何) 引当金</p>	<p>第 59 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何) 引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何) 引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(―) 損益外減損損失累計額(―) 民間出えん金 資本剰余金合計	純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(―) 損益外減損損失累計額(―) <u>損益外利息費用累計額(―)</u> 民間出えん金 資本剰余金合計
10	第 66 表示区分	第 66 表示区分 <注 45>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、 例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略)	第 67 表示区分 <注 48>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、 例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 資産除去債務の履行による支出</u>
11	第 68 キャッシュ・フロー計算書の様式	第 68 キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー 施設費の精算による返還金の支出	第 69 キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u>
12	第 69 注記事項	第 69 注記事項 <注 48>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金	第 70 注記事項 <注 51>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取

番号	現行項目	現行	改訂案
		取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略)	引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略) <u>(4) 重要な資産除去債務の計上</u>
13	第 75 表示区分	第 <u>75</u> 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。	第 <u>76</u> 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>損益外利息費用相当額</u> 、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。
14	第 76 行政サービス実施コスト計算書の様式	第 <u>76</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 IV 引当外賞与見積額 V 引当外退職給付増加見積額 VI 機会費用 VII (控除)法人税等及び国庫納付額 VIII 行政サービス実施コスト	第 <u>77</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 IV <u>損益外利息費用相当額</u> V 引当外賞与見積額 VI 引当外退職給付増加見積額 VII 機会費用 VIII (控除)法人税等及び国庫納付額 IX 行政サービス実施コスト
15	第 77 注記事項	第 <u>77</u> 注記事項 <注 49>機会費用計算の注記について (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資	第 <u>78</u> 注記事項 <注 52>機会費用計算の注記について (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第 80 運営費交付金の会計処理」、「第 81 施設費の会計処理」及び「第 82 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)及び損益外減損損失累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>	<p>本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第 81 運営費交付金の会計処理」、「第 82 施設費の会計処理」及び「第 83 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>
16	第 78 附属明細書	<p>第 78 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 50)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(8) 保証債務の明細</p>	<p>第 79 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 53)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 資産除去債務の明細</p> <p>(8) 法令に基づく引当金等の明細</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<u>(9)</u> 資本金及び資本剰余金の明細 <u>(10)</u> 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 <u>(11)</u> 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 <u>(12)</u> 国等からの財源措置の明細 <u>(13)</u> 役員及び職員の給与の明細 <u>(14)</u> 開示すべきセグメント情報 <u>(15)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	<u>(9)</u> 保証債務の明細 <u>(10)</u> 資本金及び資本剰余金の明細 <u>(11)</u> 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 <u>(12)</u> 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 <u>(13)</u> 国等からの財源措置の明細 <u>(14)</u> 役員及び職員の給与の明細 <u>(15)</u> 開示すべきセグメント情報 <u>(16)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
17	(第 89 の次に記載) 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理	<u>(新設)</u>	<u>第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</u> <u>独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等(「第 39 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 68)</u> <u><注 68>特定の除去費用等の会計処理について</u> <u>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定さ</u>

番号	現行項目	現行	改訂案
			<p>れていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p>
4. 独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一			
18	第 105 会計処理の原則及び手続	<p>第 105 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第 11 章独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注 76)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要</p>	<p>第 107 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び<u>関係会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第 11 章独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注 82)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>を注記しなければならない。</p> <p><注 76>会計処理の統一について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。 2 <u>特定関連会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>特定関連会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>特定関連会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>特定関連会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。 	<p>記しなければならない。</p> <p><注 82>会計処理の統一について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。 2 <u>関係会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>関係会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>関係会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。
19	第 128 連結財務諸表の注記	<p>第 128 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p>	<p>第 130 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		(1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>特定関連会社</u> の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び <u>特定関連会社</u> との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)	(1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u> の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び <u>関係会社</u> との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)
5. 連結損益計算書における表示区分の追加 (少数株主損益調整前当期純利益の表示)			
20	第 119 表示区分	第 <u>119</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び <u>少数株主持分損益</u> を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	第 <u>121</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を <u>加減して、少数株主損益調整前当期純利益</u> を表示する。これに、 <u>少数株主持分損益</u> を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)

番号	現行項目	現行	改訂案
6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解記載事項の削除			
21	第 33 リース資産の会計処理	<p><注 25>リース資産の表示方法について</p> <p>1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p>2 <u>独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。</u></p>	<p><注 25>リース取引について</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p>2 (削除)</p>

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等が繰り下げとなっています。